

## 公募型プロポーザルの手続開始について

下記の委託業務について、公募型プロポーザルの手続開始にあたり、参加希望者の募集を行う。

令和3年8月6日（金）

静岡市長 田辺信宏

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和3年度 静地公会委第1号 静岡市公共交通幹線軸運行再編検討業務

#### (2) 業務目的

静岡市では、主要なバス路線の運行を民間事業者が行い、市民の移動を支えているが、人口減少によるバス利用者の減少などにより、路線バスの運行維持が一部困難な状況にある。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客の減少傾向が顕著であり、喫緊の課題となっている。

この状況に対し、市の財政的支援には限りがあるため、将来に渡り、市民の移動の足を確保し、路線バス運行を持続可能なものとするためには、ニーズを捉え、効率的な運行へ導くためのバス路線運行再編検討が必要である。

本業務は、現行の路線バス運行状況について、データを活用した分析を実施し、運行路線毎のカルテ（運行診断）の作成を行い、次年度以降の再編計画策定に向けて、バス路線運行再編方針案を作成することを目的とする。

#### (3) 履行期限

令和4年3月14日

#### (4) 契約上限額

本業務の契約上限額は、12,000,000円（税込）とする。

### 2 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成24年4月1日)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされ

ている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

- (5) 暴力団員等(静岡県暴力団排除条例(平成25年静岡県条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一つにする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 以下に示す、同種、又は、類似業務について、平成23年4月1日以降に完了した実績を有すること。但し、国の機関、地方自治体等の公共的団体が発注した業務を直接受注したものに限る。(設計共同企業体としての実績は認めない)
  - ・同種業務：路線バス再編検討業務(道路運送法第4条による許可を受け定期運行するバス路線について運行データ収集・分析等を行い、路線再編に係る方針案を作成する業務)
  - ・類似業務：交通計画策定に関連する業務(地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画等の地域公共交通に関する全体計画の策定業務)
- (8) 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「配置技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

ア 技術士(建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」)又はRCCM(「都市計画及び地方計画部門」)の資格を有する者

### 3 企画提案書作成要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和3年8月6日(金)午前8時30分 から

令和2年8月24日(火)午後5時15分 まで

#### (2) 配布場所及び配布方法

静岡県ホームページに掲載する。

### 4 参加表明書及び企画提案書の提出

#### (1) 提出期間

令和3年8月10日(火)午前8時30分から令和3年8月25日(水)の正午までの間(土

曜日、日曜日及び祝日を除く) (郵送の場合は8月25日正午**必着**)

(2) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市都市局都市計画部 交通政策課 企画係  
TEL : 054-221-2266 FAX : 054-221-1060  
E-mail : kotsu@city.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで**持参または郵送**にて提出すること。

## 5 ヒアリングについて

企画提案書提出後、内容について確認をするため、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 6 見積参加候補者の特定及び見積参加者の決定

- (1) 企画提案審査会において、提出された企画提案書を審査及び評価し、最も評価の高い者を見積参加候補者として特定する。
- (2) 評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加候補者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加候補者を特定する。
- (3) 企画提案審査会の審査結果については通知する。
- (4) 見積参加者は、審査結果を静岡市都市計画部委託業者等選定部会に諮り決定する。

## 7 その他

- (1) 詳細は、「企画提案書作成要領」によるものとする。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、静岡市都市局都市計画部 交通政策課 企画係とする。